

## ちょっと気になる法律コラム 「民事執行法改正」

民事執行法が令和元年に改正され、令和2年4月1日から施行されました。改正点はいくつかありますが、家事事件と関わる重要なポイントをお伝えします。

### □債務者財産の開示制度の実効性確保

養育費や婚姻費用に関して調停が成立しても、相手が任意に支払わない場合、給料などを差押えできます。しかし、特に養育費においては、シングルマザーの家庭で養育費の支払いをきちんと受けている割合が25%ほどと実効性が問題視されてきました。例えば、相手が転職した場合など、勤務先が分からなくなると差押えができなくなりました。

そこで、令和元年の民事執行法改正では、第三者からの情報取得手続が新設されました。これは、債権者が裁判所に申し立てると、金融機関・登記所・市町村・年金機構に情報提供を命令してくれ、金融機関からは、預金や株式に関する情報を、登記所からは不動産に関する情報を、市町村・年金機構からは給料の支払先つまり勤務先に関する情報を取得できるようになりました。

結果、元配偶者の情報がある程度分かっているならば、その人に関する財産を丸裸にできるというわけです。

また、以前からあった財産開示手続、これは債務者を裁判所に呼び出して、財産を自己申告させるものでしたが、これを使いやすく実効性を持たせるため、公正証書で養育費の取り決めをした債権者も利用できることとしたり、不誠実な債務者に対し刑事罰を定めるなど、財産開示手続の実効性を確保する改正がなされました。

### □子の引渡し・返還の強制執行に関する規律の見直し

離婚前に夫婦の一方が子を連れて別居した場合などで、その後親権者がもう一方になった場合は子の引渡しの強制執行が必要になりますが、改正前には明文の規定がなかったため、実務では間接強制・直接強制・人身保護請求などの手続が利用されていました。令和元年の民事執行法改正では、子の利益に配慮する観点から、子の引渡しの強制執行に関する規律が明文化され、執行官が直接お子さんの元に行つて債権者に引渡す直接強制と、引渡さなければ金銭をいくら支払えという間接強制ができる場合が明文化されました。

また、国際離婚における子の返還の強制執行の手続きで、間接強制前置が不要になるなどハーグ条約を実施するうえでの強制執行に関する規律が見直されました。

### 神戸駅周辺グルメレポート Vol.14

#### 創作和食料理 草乃家

- 住所 / 神戸市中央区栄町通7-1-10  
エクセレンス西元町1F  
(JR神戸駅南口徒歩3分)
- 営業時間 / 11:30~15:00 ランチ  
17:00~21:00 ディナー
- 定休日 / 日曜休み



JR神戸駅東側徒歩3分ほどの所に創作和食料理「草乃家」というお店があります。昼はランチ、夜はお酒も飲める創作和食のお店です。夜は、焼き物・揚げ物・魚・一品ものと一品一品丁寧に作られていて味も大変美味しいです。

お酒は日本酒にこだわっていて、その時々旬の日本酒をボードに書いてくれています。

昼は定食のランチですが、人気店のため、早く行かないと近隣のサラリーマン・OLさんでいっぱいになります。

また、店頭ではお弁当も売られていて、お昼は行列ができています。

よろしければ、皆さんも草乃家さんに足を運んでみて下さい。

(事務局 A. T)



### リーガルドクター の ごあんない

法律事務所 絆ではリーガルドクターという制度を設けていて、ご好評いただいています。今回法律コラムでご紹介した婚姻費用や養育費の未払いに対する差押えのお手伝いもできますので、リーガルドクターをご活用いただければと思います。

顧問料 年間55,000円(税込)

### ＜冬季休業のお知らせ＞

令和4年12月29日(木)～令和4年1月3日(火)は冬季休業のため休業させていただきます。

交通事故・離婚  
初回無料相談実施中

三共神戸ツインビル11階



[ 編集後記 ] 昨年末のサッカーワールドカップは、日本代表惜しかったです。ドイツとスペインという屈指の強豪リーグを持つ二国に勝つとはとても驚きました。世界との差は確実に縮まりつつあると思いました。(事務局 A. T)